各介護保険事業所 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

令和6年度介護報酬改定に伴う加算届の取扱いについて

日ごろから、介護保険制度の適切な推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。このたび、介護報酬に係る算定基準の改正に伴う加算項目の新設・変更が予定されていますが、各サービスに係る加算届提出期限等の取扱いの詳細については、今後、メール配信や介護情報サービスかながわに掲載して御案内いたしますので、随時、御確認いただくようお願いいたします。

なお、「介護報酬改定」に関する質問は、電話では受け付けておりません。質問は、 サービス種別により次のリンク先から、かながわ電子申請システムを用いてお寄せく ださい。

## 1 フォームのリンク先

①(介護予防)短期入所生活介護、介護老人福祉施設 電子申請システム(高齢福祉課福祉施設グループ問合せフォーム) https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=68811

②(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院

電子申請システム (高齢福祉課保健・居住施設グループ問合せフォーム) https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=66649

③訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売電子申請システム(高齢福祉課在宅サービスグループ問合せフォーム)

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=69040

## 2 回答方法

ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」にQ&Aを順次、掲載します。 なお、厚生労働省等への確認などで、回答までにお時間をいただく場合があります ので御了承ください。

<回答掲載場所>

介護情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリー
  - → 令和6年度介護保険制度改正·報酬改定

https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-2.html?topid=90834

- 3 令和6年度介護報酬改定に伴う加算届の取扱い等掲載先 介護情報サービスかながわ
  - → 書式ライブラリー
    - → 令和6年度介護保険制度改正・報酬改定
      - → 令和6年度介護報酬改定に係る加算届の取扱いについて

https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=90834&id=90860

問合せ先

在宅サービスグループ 045 (210) 4824 福祉施設グループ 045 (210) 4851 保健・居住施設グループ 045 (210) 4856